

## 広島県告示第542号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年5月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 三協化成株式会社 代表取締役社長 前田 雅也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市安芸津町三津4234 三協化成株式会社安芸津事業所

### 2 申請の内容

27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設6基及び46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基を廃止するとともに、27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設4基、27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基、46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設4基を設置する。また、46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設5基及び46-ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基の使用の方法等を変更する。さらに、汚水処理施設1基を廃止し、汚水処理施設1基の汚水等の汚染状況及び量を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 27-イ無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設6基、46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基廃止

(その2) 新設

種	類	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設（原液C工場 F-11）	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設（原液C工場 F-12）
能	力	30m <sup>3</sup> /日	30m <sup>3</sup> /日

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着手後直ちに		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時～24時[断続]3.5時間/1回, 1日6回 (なし)		0時～24時[断続]3.5時間/1回, 1日6回 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	の排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)		6	8	6	8
		化学的酸素要求量	(mg/L)	5.0	11.5	5.0	11.5
		浮遊物質		—	—	—	—
		窒素含有量		10	15	10	15
		燐含有量		0.1	0.5	0.1	0.5
排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)		840	1,000	840	1,000		
汚水等の排出先		No. 1排水口		No. 1排水口			

(その3) 新設

種 類		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (原液C工場 F-13)	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (原液C工場 F-15)	
能 力		30m <sup>3</sup> /日	30m <sup>3</sup> /日	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着手後直ちに	着手後直ちに	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	完成後直ちに	
使用の	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時～24時[断続]3.5時間/1回, 1日6回 (なし)	0時～24時[断続]3.5時間/1回, 1日6回 (なし)	
	項 目	通 常	最 大	通 常

方法	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)		6	8	6	8
		化学的酸素要求量	(mg/L)	5.0	11.5	5.0	11.5
		浮遊物質		—	—	—	—
		窒素含有量		10	15	10	15
		燐含有量		0.1	0.5	0.1	0.5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)		840	1,000	840	1,000	
汚水等の排出先		No. 1排水口		No. 1排水口			

(その4) 新設

種 類		46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (電池剤製造工場 S-43)		46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (医薬中間体A工場 S-44)		
能 力		57,600N m <sup>3</sup> /日		100,800N m <sup>3</sup> /日		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	着手後直ちに		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時~24時[連続] (なし)		0時~24時[連続] (なし)		
使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	のる排出状態 汚水等	水素イオン濃度 (水素指数)	12	12	9	9
		化学的酸素要求量 (mg/L)	10,000	15,000	150,000	150,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)		0.5/4ヶ月	0.5/4ヶ月	0.28	0.36
汚水等の排出先		全量業者委託		全量業者委託		

## (その5) 新設

種	類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (医薬中間体A工場 S-45)		46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (電材中間体工場 S-46)		
能	力	100,800N m <sup>3</sup> /日		57,600N m <sup>3</sup> /日		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	着手後直ちに		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時~24時[連続] (なし)		0時~24時[連続] (なし)	
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)	9	9	11	11
		化学的酸素要求量	150,000	150,000	12,000	15,000
		浮遊物質	—	—	120	180
		窒素含有量	—	—	12	18
		リン含有量	—	—	0.1	0.2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)		0.28	0.36	0.2	0.3
汚水等の排出先		全量業者委託		汚水処理施設 (R-5)		

## (その6) 新設

種	類	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (原液B工場 S-12)	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (原液B工場 S-47)
能	力	43,200N m <sup>3</sup> /日	76,320N m <sup>3</sup> /日

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着手後直ちに		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時～24時[連続] (なし)		0時～24時[連続] (なし)		
	項目		通常	最大	通常	最大	
	の排出される 汚水等	水素イオン濃度 (水素指数)		10	11	10	11
		化学的酸素要求量	(mg/L)	100	300	100	300
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)		0.1	0.2	0.1	0.2	
	汚水等の排出先		水酸化ソーダの原料として使用		水酸化ソーダの原料として使用		

(その7) 変更

		変更前	変更後
種類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
	感光剤A工場 S-26		感光剤F工場 S-26
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(その8) 変更

		変更前	変更後
種類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
	感光剤A工場 S-32		感光剤F工場 S-32
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

使用の方法	原材料（消耗資材を含む）の種類	苛性ソーダ(5%)100kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トルエンガス, メタノールガス</li> <li>・苛性ソーダ(5%)100kg</li> </ul>
-------	-----------------	----------------	---

(その9) 変更

		変更前	変更後
種	類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
		電池剤工場 S-37	電池中間体工場 S-37
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(その10) 変更

		変更前	変更後
種	類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
		感光剤A工場 S-40	感光剤F工場 S-40
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに
使用の方法	1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	2時間 (なし)	20分 (なし)

(その11) 変更

		変更前	変更後
種	類	46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
		感光剤A工場 S-42	感光剤F工場 S-42

工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
使用の方法	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに
	1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	2時間 (なし)	20分 (なし)

(その12) 変更

		変更前		変更後	
種 類		46-ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設			
		感光剤A工場 U-17		感光剤F工場 U-17	
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程A:IPA (70%)</li> <li>・溶剤6,000kg</li> <li>・工程B:ジクロロメタン (75%) 反応液1,650Kg</li> <li>・使用水 3.6~6.3m<sup>3</sup></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程A:メタノール (70%)</li> <li>・溶剤1,500kg</li> <li>・工程B:ジクロロメタン (75%) 反応液1,650Kg</li> <li>・使用水 3.6~6.3m<sup>3</sup></li> </ul>	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	1.6	2.8	0.1	0.2
	汚水等の排出先	汚水処理施設(R-8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程Aは汚水処理施設(R-8)の中和剤として使用</li> <li>・工程Bは全量業者委託</li> </ul>	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 汚水処理施設 R-7 1基廃止

(その2) 変更

		変更前				変更後				
種類		汚水処理施設 R-8								
能力		7 m <sup>3</sup> /日								
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	—				着手後直ちに				
	使用開始予定年月日	—				完成後直ちに				
使用の方法及び量	汚水等の汚染後の処理状況	項目	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		水素イオン濃度 (水素指数)	8	7	10	8	8	7	10	8
		化学的酸素要求量	10,000	0	13,000	0	11,000	0	14,000	0
		浮遊物質	100	0	1,000	0	100	0	800	0
		ホウ素	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
		フッ素	4,000	0	4,000	0	4,000	0	4,000	0
		ジクロロメタン	0.002 以下	0	0.002 以下	0	0.002 以下	0	0.002 以下	0
量(m <sup>3</sup> /日)		6.2	蒸発水 5.6	11.2	蒸発水 10.3	8.0	蒸発水 7	15.0	蒸発水 13	
残さの種類, 1月間の種類別生成量及び処理方法		有機スラッジ 12t/月 ドラム詰 外部委託業者処理				有機スラッジ 10t/月 ドラム詰 外部委託業者処理				

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年5月20日から令和3年6月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境先進都市推進課